

**取引所の現物立会市場における呼値の単位の段階的な適正化に伴う
業務方法書等の一部改正について**

I. 改正趣旨

株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の現物市場において、平成26年7月22日より一部上場銘柄について1円未満の呼値の単位が発生することから、当社における各種担保の代用有価証券の時価の取扱い及びDVP清算値段の設定方法等について所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備考)

1. 代用有価証券としての株券の時価の取扱い

- 代用有価証券としての株券の時価は、円位未満の端数金額を切り捨てた額とする。

・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則別表

・取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則別表

・業務方法書の取扱い別表第1

2. DVP清算値段の設定方法

- 株券のDVP清算値段は、円位未満の端数を切り捨てた額とする。

・業務方法書の取扱い第11条

3. バイイン実行の際の売付申込値段の基準価格

- 株券に係るバイイン実行の際の売付申込値段の基準価格は、指定金融商品市場における最終値段（最終気配値段を含み、株券については円位未満の端数を切り捨てた額）とする。

・証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則第15条

III. 施行日

平成26年7月22日から施行する。

以 上

呼値の単位の段階的な適正化に伴う関連諸規則の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
2 取引所 F X 取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	4
4 証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則の一部改正新旧対照表	6

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																								
<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">有価証券の種類</th> <th style="width: 20%;">時価</th> <th style="width: 20%;">時価に乗すべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国株預託証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国投資信託の受益証券</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国内の金融商品取引所に上場されているもの</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">金融商品取引所(注1)における最終価格(株券については、円位未満の端数を切り捨てる。)(注2)</td> </tr> <tr> <td>外国投資証券</td> </tr> <tr> <td>受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td>外国受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">100分の70</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ~ 5. (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p>	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	(略)			株券			優先出資証券			外国株預託証券			外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(株券については、円位未満の端数を切り捨てる。)(注2)	外国投資証券	受益証券発行信託の受益証券	外国受益証券発行信託の受益証券		100分の70			(略)			<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">有価証券の種類</th> <th style="width: 20%;">時価</th> <th style="width: 20%;">時価に乗すべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国株預託証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国投資信託の受益証券</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国内の金融商品取引所に上場されているもの</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</td> </tr> <tr> <td>外国投資証券</td> </tr> <tr> <td>受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td>外国受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">100分の70</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ~ 5. (略)</p> <p>3 (略)</p>	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	(略)			株券			優先出資証券			外国株預託証券			外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	外国投資証券	受益証券発行信託の受益証券	外国受益証券発行信託の受益証券		100分の70			(略)		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率																																																							
(略)																																																									
株券																																																									
優先出資証券																																																									
外国株預託証券																																																									
外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(株券については、円位未満の端数を切り捨てる。)(注2)																																																							
外国投資証券																																																									
受益証券発行信託の受益証券																																																									
外国受益証券発行信託の受益証券																																																									
100分の70																																																									
(略)																																																									
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率																																																							
(略)																																																									
株券																																																									
優先出資証券																																																									
外国株預託証券																																																									
外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)																																																							
外国投資証券																																																									
受益証券発行信託の受益証券																																																									
外国受益証券発行信託の受益証券																																																									
100分の70																																																									
(略)																																																									

取引所 F X 取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																								
<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">有価証券の種類</th> <th style="width: 20%;">時価</th> <th style="width: 20%;">時価に乗すべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国株預託証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国投資信託の受益証券</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国内の金融商品取引所に上場されているもの</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">金融商品取引所(注1)における最終価格(株券については、円位未満の端数を切り捨てる。)(注2)</td> </tr> <tr> <td>外国投資証券</td> </tr> <tr> <td>受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td>外国受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td>外国受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">100分の70</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ~ 5. (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p>	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	(略)			株券			優先出資証券			外国株預託証券			外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(株券については、円位未満の端数を切り捨てる。)(注2)	外国投資証券	受益証券発行信託の受益証券	外国受益証券発行信託の受益証券	外国受益証券発行信託の受益証券	100分の70			(略)			<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">有価証券の種類</th> <th style="width: 20%;">時価</th> <th style="width: 20%;">時価に乗すべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国株預託証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国投資信託の受益証券</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国内の金融商品取引所に上場されているもの</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</td> </tr> <tr> <td>外国投資証券</td> </tr> <tr> <td>受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td>外国受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td>外国受益証券発行信託の受益証券</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">100分の70</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ~ 5. (略)</p> <p>3 (略)</p>	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	(略)			株券			優先出資証券			外国株預託証券			外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	外国投資証券	受益証券発行信託の受益証券	外国受益証券発行信託の受益証券	外国受益証券発行信託の受益証券	100分の70			(略)		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率																																																							
(略)																																																									
株券																																																									
優先出資証券																																																									
外国株預託証券																																																									
外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(株券については、円位未満の端数を切り捨てる。)(注2)																																																							
外国投資証券																																																									
受益証券発行信託の受益証券																																																									
外国受益証券発行信託の受益証券																																																									
外国受益証券発行信託の受益証券																																																									
100分の70																																																									
(略)																																																									
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率																																																							
(略)																																																									
株券																																																									
優先出資証券																																																									
外国株預託証券																																																									
外国投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)																																																							
外国投資証券																																																									
受益証券発行信託の受益証券																																																									
外国受益証券発行信託の受益証券																																																									
外国受益証券発行信託の受益証券																																																									
100分の70																																																									
(略)																																																									

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(DVP清算値段)</p> <p>第11条 業務方法書第49条に規定するDVP清算値段は、当該銘柄について前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に約定値段（各指定市場開設者が定める気配値段を含む。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）がある指定金融商品市場（取引所金融商品市場に限る。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）から一定の順位により選択された指定金融商品市場における前日の最終値段（指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含み、<u>株券については、円位未満の端数を切り捨てる。</u>以下この条、第18条及び第19条において同じ。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、当該前日に指定金融商品市場のいずれにおいても約定値段がない場合は、指定金融商品市場から一定の順位により選択した指定金融商品市場における当該前日の基準値段（<u>株券については、円位未満の端数を切り捨てる。</u>）をDVP清算値段とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p> <p>別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第16条第3項及び第4項、第52条第2項及び第3項並びに第70条第2項及び第3項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとす</p>	<p>(DVP清算値段)</p> <p>第11条 業務方法書第49条に規定するDVP清算値段は、当該銘柄について前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に約定値段（各指定市場開設者が定める気配値段を含む。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）がある指定金融商品市場（取引所金融商品市場に限る。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）から一定の順位により選択された指定金融商品市場における前日の最終値段（指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、当該前日に指定金融商品市場のいずれにおいても約定値段がない場合は、指定金融商品市場から一定の順位により選択した指定金融商品市場における当該前日の基準値段をDVP清算値段とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第16条第3項及び第4項、第52条第2項及び第3項並びに第70条第2項及び第3項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとす</p>

る。

有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
(略)		
株券 優先出資証券 外国株預託証券 外国投資信託の 受益証券 外国投資証券 受益証券発行信 託の受益証券 外国受益証券発 行信託の受益証 券	国内の金融 商品取引所 に上場され ているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価 格(株券について は、 <u>円位未満の端数 金額を切り捨て る。</u> (注2)) 100分の70
(略)		

(注) 1. ~ 5. (略)

2 ~ 8 (略)

る。

有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
(略)		
株券 優先出資証券 外国株預託証券 外国投資信託の 受益証券 外国投資証券 受益証券発行信 託の受益証券 外国受益証券発 行信託の受益証 券	国内の金融 商品取引所 に上場され ているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価 格(注2)) 100分の70
(略)		

(注) 1. ~ 5. (略)

2 ~ 8 (略)

証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(バイインによる売買の売付申込み)</p> <p>第15条 バイインの買付けに対する売付けの申込みは、現物清算参加者が、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 売付申込値段の単位</p> <p>売付申込値段の単位は、当該銘柄の指定金融商品市場における呼値の単位(株券については、<u>円位未満の値段となる場合には、1円</u>)に準じて当社が定めた単位とする。</p> <p>(5) 売付申込値段の制限</p> <p>売付申込値段は、バイインによる売買を行う日の一定の順位により選択された指定金融商品市場(取引所金融商品市場に限る。)における最終値段(指定市場開設者の定める気配表示が行われているときは、当該最終気配値段を含み、<u>株券については、円位未満の端数を切り捨て、当該バイインを行う日に最終値段(当該最終気配値段を含む。)がないとき又は業務方法書第64条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる日の2日前若しくは前日においては当社がその都度定める値段とする。)</u>と当該値段からその10%相当額を加えた値段の範囲内の値段とする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、当該売付申込値段の範囲を臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p>	<p>第15条 バイインの買付けに対する売付けの申込みは、現物清算参加者が、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 売付申込値段の単位</p> <p>売付申込値段の単位は、当該銘柄の指定金融商品市場における呼値の単位に準じて当社が定めた単位とする。</p> <p>(5) 売付申込値段の制限</p> <p>売付申込値段は、バイインによる売買を行う日の一定の順位により選択された指定金融商品市場(取引所金融商品市場に限る。)における最終値段(指定市場開設者の定める気配表示が行われているときは、当該最終気配値段を含み、当該バイインを行う日に最終値段(当該最終気配値段を含む。)がないとき又は業務方法書第64条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる日の2日前若しくは前日においては当社がその都度定める値段とする。)と当該値段からその10%相当額を加えた値段の範囲内の値段とする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、当該売付申込値段の範囲を臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p>